

# 工事等事故報告要領

(平成19年3月22日建管-2296)

## 1 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「報告」とは、電話・FAX等による通報及び、事故速報（様式1）による第一報をいう。
- (2) 「事故報告」とは、事故報告書（様式2）による報告をいう。
- (3) 「休業」とは、負傷により現実に働くことができなかった実日数をいい、日数の算定には勤務を要しない日（事業所が定める休日）は含まれない。また、被災した日も休業日数に含めない。  
※ 労災保険法では、昭和40.9.15 基発第14号通達により被災した当日も休業日数となるが、安全衛生法上の死傷病報告においては、被災日の翌日からの算定となる。
- (4) 「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、疾病及び死亡をいう。なお、本要領では、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

## 2 報告・事故報告を要する事故の範囲

この要領において、報告の対象とする事故は、県が発注する工事及び建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）において発生した表-1の何れかに該当する事故とする。

表-1 報告・事故報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
(1) 労働災害 (工事等作業に起因して、工事等関係者が死傷した事故)	工事等作業場内及びその隣接区域（以下「工事等区域」という。）において、工事等関係作業に起因して、工事等関係者が死亡あるいは負傷・疾病した事故。または、資機材・工場製品輸送作業（共通仕様書1-1-44交通安全管理第2項に規定された安全輸送上の計画に記載された作業（以下「輸送作業」という。））に起因して工事等関係者が、死亡あるいは負傷・疾病した事故。なお、 <u>事故報告の対象は、死亡又は休業4日以上の負傷・疾病とする。</u> ※ 工事等作業場：工事等を施工するに当たって作業し、材料を積み下ろし、又は機械類を置く工事等のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。 ※ 隣接区域：本来、工事等作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事等作業場に接続した区域。
(2) もらい事故 (第三者の行為に起因して、工事等関係者が負傷した事故)	工事等区域において、当該関係者以外の第三者の行為に起因して工事等関係者が死亡あるいは負傷した事故。なお、 <u>事故報告の対象は、死亡又は休業4日以上の負傷とする。</u>
(3) 死傷公衆災害 (工事等作業に起因して、当該工事等関係者以外の第三者が死傷した事故)	工事等区域における工事等関係作業及び輸送作業に起因して当該工事等関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故。なお、 <u>事故報告の対象は、死亡又は休業4日以上の負傷とする。</u>
(4) 物損公衆災害 (工事等作業に起因して、当該工事等関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)	工事等区域における工事等関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死亡あるいは負傷に繋がる可能性の高かった事故。なお、 <u>死傷に繋がる可能性がなかったものを除いて事故報告の対象とする。</u>

## 3 事故発生の速報

- (1) 受注者は、事故等が発生した場合、直ちに電話・FAX等により監督員に通報するとともに、別紙様式1の「事故速報」により、速やかに監督員に報告をしなければならない。

- (2) 監督員は、前号により報告を受けた事故等が死亡事故の場合、直ちに電話・FAX等により事業所管課及び建設部技術管理課に通報しなければならない。
- (3) 監督員は、事故発生後速やかに、別紙様式1の「事故速報」により、事業所管課及び建設部技術管理課に報告しなければならない。なお、事故速報にて報告後、内容の変更及び追加資料等があった場合も速やかに報告しなければならない。（第2号以降として）。
- (4) 事業所管課及び建設部技術管理課は、前号の速報を受理した場合、必要に応じて事業所管部長・建設部長及び知事へ報告するものとする。

#### 4 事故報告

- (1) 受注者は、発生した事故等が、表一1に規定する「事故報告」を要する事故であると確認した場合、別紙様式2による「事故報告書」を監督員に速やかに提出しなければならない。
- (2) 監督員は、受注者より提出された報告書の記載内容について事実関係を確認し、別紙様式3と併せて事故報告書を事業所管課長及び建設部技術管理課長あてに報告しなければならない。
- (3) 事業所管課及び建設部技術管理課は、前項の事故報告を受理した場合、必要に応じて事業所管部長・建設部長及び知事へ報告するものとする。

表一2 事故の分類と報告様式

事故の分類	区分	事故速報	事故報告書
労働災害	休業日数4日未満	○	×
	死亡又は休業日数4日以上	○	○
もらい事故	休業日数4日未満	○	×
	死亡又は休業日数4日以上	○	○
死傷公衆災害	休業日数4日未満	○	×
	死亡又は休業日数4日以上	○	○
物損公衆災害	死傷に繋がる可能性がなかったもの	○	×
	その他	○	○

○：報告を要する、×：報告不要

#### 5 その他関連要領等に規定する報告について

関係機関の長は、発生した事故が「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準」（以下「基準」という。）の別表1第5号及び第7号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合には、基準第10の規定に基づき基準様式第5号により建設部長（建設政策課建設業班）あてに速やかに報告しなければならない。

#### 6 國土交通省所管補助事業における追加手続きについて

監督員及び受注者は、國土交通省所管国庫補助事業における事故にあっては、この要領の規定に基づく報告・事故報告とともに、「建設工事事故データベースシステム」（以下「SASシステム」という。）の規定に基づくインターネット利用による入力・報告を併せて行わなければならない。なお、SASシステムによる報告を行うにあたっての詳細は、建設工事事故データベースシステムのウェブサイト（<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>）による。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月17日 建管－2037 一部改正）

この要領は、平成20年11月17日から施行する。

附 則（平成27年5月18日 技管－203 一部改正）

この要領は、平成27年5月18日から施行する。

附 則（平成27年12月11日 技管－695 一部改正）

この要領は、平成27年12月11日から施行する。

【参考資料39. 工事等事故報告要領】

附 則（平成29年3月29日 技管－918 一部改正）  
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日 技管－610 一部改正）  
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式1

## 事 故 速 報 (第 号)

○○ 年 月 日 ( )

現場発信者 氏名等			発注者報告 担当者職氏名		
事故種別	水道・電力・人身・崩壊・陥没・ガス・電々・火災・倒壊・浸水・その他				
1 工事(業務)名 (工事(業務)番号)			2 契約金額		
3 受注者					
事故を起した業者	(下請負届の有無) 有・無				
4 発生日時	○○ 年 月 日 ( ) 時 分				
5 発生場所					
6 事故原因					
7 被害内容					
8 被災者名 (性別・年齢)					
9 処理 及び状況					
10 復旧予定					
11 報道関係等	有 (取材・報道) 無	救急車出動	有 無	労働基準監督署報告	有 無
		消防車出動	有 無		

## 様式2

## 事故報告書

〇〇 年 月 日 ( )

契約担当者あて

受注者等名

契約担当者名		監督員等名		
工事名・工事番号 (業務名・業務番号)				
受注者名		契約金額		
受注者住所		契約年月日・工期		
工事場所		事故発生日時		
事故業者名		事故発生場所		
事故業者住所		下請負届の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
事故の分類	<input type="checkbox"/> 労働災害	<input type="checkbox"/> もらい事故	<input type="checkbox"/> 死傷公衆災害	<input type="checkbox"/> 物損公衆災害
被災者氏名 ・性別・年齢		被災者住所		
事故詳細				
事故原因	<input type="checkbox"/> 人的原因 <input type="checkbox"/> 物的要因 <input type="checkbox"/> 管理的原因 <input type="checkbox"/> その他			
被災状況				
特記事項				

添付資料（添付するものにチェック $\square$ を入れる）

- (1)  所轄労働基準監督署へ提出した労働者死傷病報告の写し
- (2)  医師の診断書等の写し、出勤簿等の写し
- (3)  事故現場の位置図、図面、写真、状況説明資料等
- (4)  安全管理体制図
- (5)  所轄労働基準監督署からの指導票、是正勧告書、使用停止命令書等の写し（文書指導を受けた場合）
- (6)  事故防止に関する誓約書及び事故防止対策書の写し

注：労働安全衛生規則などの関係諸法令上、当該工事の事故防止対策に問題がなかったと判断される場合には、(6) の添付資料は省略可とする。

様式3

文書記号及び文書番号  
〇〇 年 月 日

事業所管部課長  
建設部技術管理課長 様

契 約 担 当 者

工事等事故報告について（報告）

〇〇 年 月 日発生した事故について、工事等事故報告要領の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 工事名・工事番号

2 工 事 場 所

3 受 注 者 名

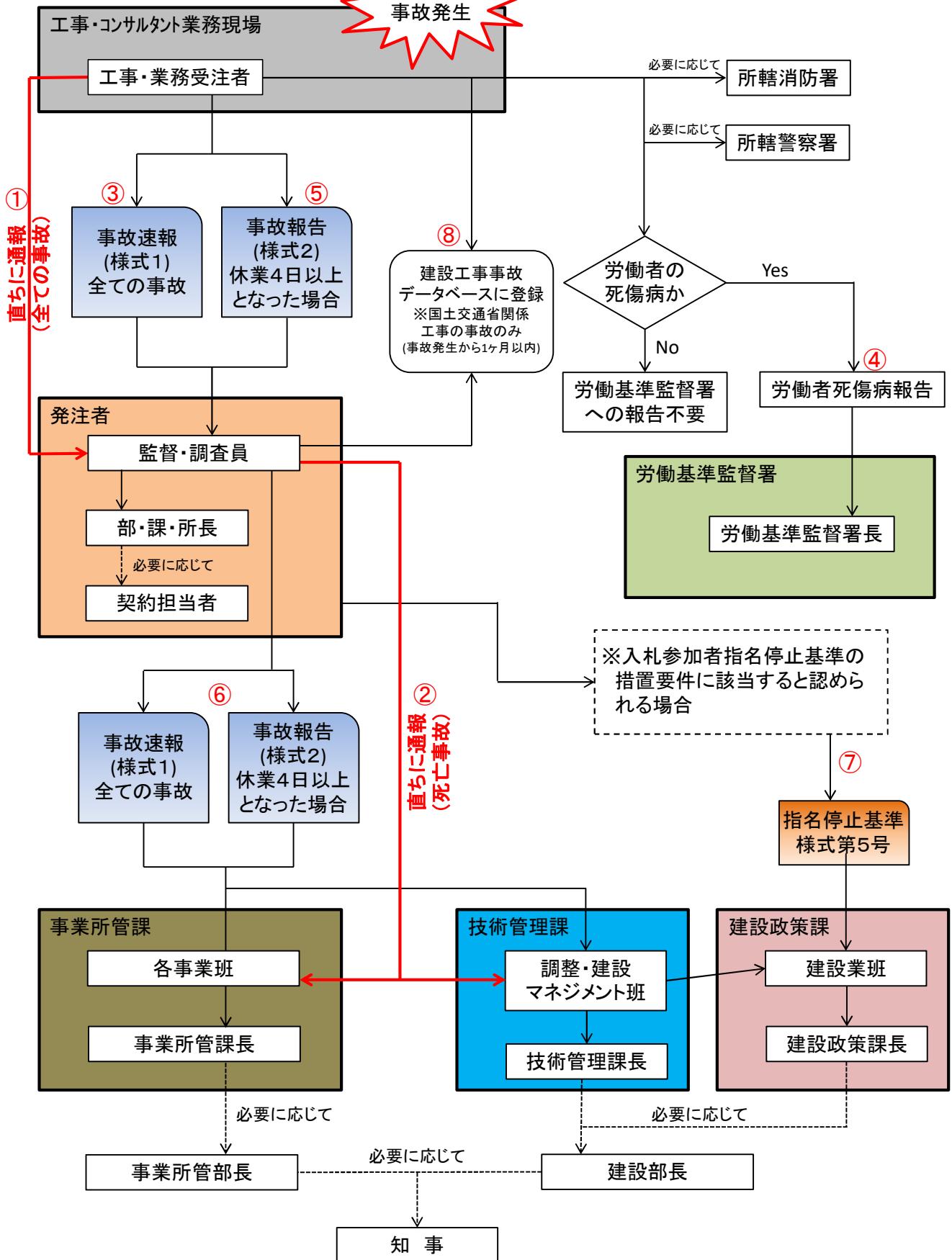
4 契 約 情 報

- 低入札調査対象       低入札調査実施後落札  
 総合評価落札方式対象  
 S A S システム登録対象

該当箇所にチェックマーク☒

担 当 〇〇地域振興局〇〇部  
〇〇班 〇〇〇〇〇〇  
電 話

## 事故報告フロー



## 事故発生時における行動様式

区分	番号	項目	報告・提出期限	内容等	関連規定等
工事受注者	①	事故の通報	直ちに	受注者は、事故等が発生した場合、直ちに電話及びFAX等により監督員に通報しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故発生の速報
	③	事故速報	速やかに	受注者は、事故等が発生した場合、様式1の事故速報により速やかに監督員に報告しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故発生の速報
	④	死傷病報告	遅滞なく	事業者は、労働者が労働災害により死亡、又は休業したときは、遅滞なく報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。	労働安全衛生規則 第97条 労働者死傷病報告
	⑤	事故報告書	速やかに	受注者は、発生した事故が事故報告の対象であると確認した場合、速やかに様式2の事故報告書により監督員に提出しなければならない。	工事等事故報告要領 4 事故報告
	⑧	データベース登録	事故発生後1ヶ月以内	受注者は、国土交通省所管国庫補助事業における事故にあっては、事故報告ウェブシステムに基づくインターネット利用による入力・報告を併せてしなければならない。	工事等事故報告要領 6 追加手続き
業務受注者	①	事故の通報	直ちに	受注者は、事故等が発生した場合、直ちに電話及びFAX等により監督員に通報しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故発生の速報
	③	事故速報	速やかに	受注者は、事故が発生した場合、様式1の事故速報により速やかに監督員に報告しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故発生の速報
	④	死傷病報告	遅滞なく	事業者は、労働者が労働災害により死亡、又は休業したときは、遅滞なく報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。	労働安全衛生規則 第97条 労働者死傷病報告
	⑤	事故報告書	速やかに	受注者は、発生した事故が事故報告の対象であると確認した場合、速やかに様式2の事故報告書により監督員に提出しなければならない。	工事等事故報告要領 4 事故報告
監督員（調査員）	②	事故の通報	直ちに	監督員は、事故等が死亡事故の場合、直ちに電話及びFAX等により事業所管課及び建設部技術管理課に通報しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故発生の速報
		事故速報	速やかに	監督員は、事故発生後事故発生後速やかに、別紙様式1の「事故速報」により、事業所管課及び建設部技術管理課あてに報告しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故発生の速報
	⑥	事故報告書	速やかに	監督員は、受注者より提出された報告書の記載内容について事実関係を確認し、事故報告書を別紙様式3と併せて事業所管課長及び建設部技術管理課長あてに報告しなければならない。	工事等事故報告要領 4 事故報告
	⑦	その他報告	速やかに	関係機関の長は、発生した事故が秋田県建設工事入札参加者指名停止基準の措置要件に該当すると認められる場合には、基準第10の規定に基づき基準様式第5号により建設部長（建設政策課建設業班）あて速やかに報告しなければならない。	工事等事故報告要領 5 その他報告
	⑧	データベース登録	事故発生後1ヶ月以内	監督員は、国土交通省所管国庫補助事業における事故にあっては、事故報告ウェブシステムに基づくインターネット利用による入力・報告を併せてしなければならない。	工事等事故報告要領 6 追加手続き

## 用語の定義

直ちに	理由はどうあれ、すぐに行わなければならない。ただし、人命救助が最優先である。	
速やかに	できるだけ早く行わなければならない。	
遅滞なく	正当な理由、合理的な理由がない限り、すぐに行わなければならない。	
通報	休日・時間外であっても、必ず連絡を入れること。（電話、FAX、メール等）	
労働者	労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。 「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。	労働安全衛生法 第2条第2号 労働基準法第9条